令和８年度舞鶴市少年消防クラブ員募集要項

舞鶴市少年消防クラブ

１　目的

このクラブは、防火・防災に関するさまざまな体験をとおして、自ら進んで火災を予防するとともに、火災を未然に防止するための知識を身につけ、更に活動を通して親睦を深め、社会の一員であることを自覚し、安心安全な災害に強い町づくりの担い手とし、社会に貢献する少年少女を育成することを目的とする。

２　活動内容

⑴　火災予防に関する学習や消火技能を習得する。
⑵　身の安全に関する知識や技術を修得する。
⑶　防火思想の普及に努める。
⑷　活動を広く市民に知っていただき、災害の未然防止に寄与する。
⑸　クラブ員の親睦を図る。
⑹　その他必要な活動（消火活動・救急処置・ロープ結索・スポーツ交流・キャンプ・施設見学など）を行う。

３　活動日

月１回程度　日曜日（数回の参加でも入部可）

４　募集対象

令和８年度に舞鶴市内の小学校へ通学する５・６年生

５　募集人員

５０名（定員になり次第、締め切り）

６　申込方法

⑴　申込期間

令和７年１２月１日（月）～令和８年１月３１日（土）

⑵　申込受付

申込の受付は、次のいずれかとする。

ア　各地域の少年消防クラブ育成委員
（別紙　令和７年度舞鶴市少年消防クラブ育成委員名簿参照）

イ　舞鶴市東消防署　舞鶴市少年消防クラブ事務局
舞鶴市字浜８０番地４（電話６５－０１１９）

ウ　舞鶴市西消防署　舞鶴市少年消防クラブ事務局
舞鶴市字松陰５番地５（電話７７－０１１９）

⑶　必要書類

ア　入部願
イ　写真等使用承諾書
ウ　アレルギー事前調査票

７　貸与品

活動服、アポロキャップ、バッジ、手帳など

８　修了証
　研修課程を修了したクラブ員に「修了証」を交付

９　クラブ員への補償
　活動中の事故に対する補償のため、次の制度に加入する。
⑴　防火防災訓練災害補償等共済制度
⑵　スポーツ安全協会傷害保険

10　クラブ運営の参考事項
⑴　指 導 者
　育成委員（舞鶴市消防団各分団から選任された団員）
⑵　活動支援、協力機関
　ア　舞鶴市消防団
　イ　舞鶴防災協会
⑶　事 務 局
　舞鶴市東消防署及び舞鶴市西消防署（少年消防クラブ担当）